			額に関する情報又は住民票関係情報であって第五十七条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
六十一　厚生労働大臣	美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師の免許に関する事務であって第六十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十三条で定めるもの
六十一の二　原子力規制委員会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）による核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の交付に関する事務であって第六十三条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十三条の二で定めるもの
六十一の三　原子力規制委員会	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）による放射線取扱主任者免状の交付に関する事務であって第六十三条の三で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十三条の三で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
七十六　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第七十八条で定めるもの
		出入国在留管理庁長官	在留カード関係情報又は特別永住者証明書関係情報であって第七十八条で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
六十一　厚生労働大臣	美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師の免許に関する事務であって第六十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第六十三条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
七十六　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第七十八条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］